

# 内閣部門

2010年10月15日

税制改正PT座長

中野 寛成 殿

## 民主党「内閣部門会議」税制改正重点要望の提出について

内閣部門会議座長

大島 敦

同 税制担当主査

相原久美子

日頃のご活躍に心より敬意を表します。

次年度税制改正について、内閣部門会議として下記の項目を重点要望として提出いたしますので、税制改正PTにおかれましては宜しくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置（寄附金の税額控除方式の導入、認定特定非営利活動法人の認定基準（P S T等）の見直し等）〔新設・拡充・延長〕
- 國際戦略総合特区における税制上の特例措置〔新設〕、國際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置〔新設〕
- 女性の再就職促進のための税制上の優遇措置（現在就業しておらず、再就職を希望している女性を正規職員として雇い入れた企業に対する税制上の特例措置を導入）〔新設〕

以上

## 平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(内閣部門)

制度名	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置	
税目	法人税・所得税	
要望の内容	<p>「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制 P T 中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税に税額控除方式（控除率：国税 40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択制とすること。</li> <li>2. パブリック・サポート・テスト（P S T）に、3,000 円以上の寄附者が 100 名以上で判定できる基準を導入すること。</li> <li>3. 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、P S T要件等を求めることがないこととすること。</li> <li>4. 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、P S Tを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。</li> <li>5. みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の 50%（または 200 万円）へ引き上げること。</li> <li>6. パブリック・サポート・テスト（P S T）の基準値を 1/5 とする特例を恒久化すること。</li> </ol> <p>（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3、第 66 条の 11 の 2、同法施行令第 39 条の 23、同法施行規則第 22 の 12、特定非営利活動促進法第 46 条、法人税法第 37 条、同法施行令第 73 条、同法施行規則第 22 条の 5、所得税法第 78 条関係）</p>	
	平年度の減収見込額	(1. に関して) 約▲120 百万円 (5. に関して) 約▲7 百万円 この他、条例指定による法人のみなし寄附金控除額に伴うもの 約▲35 百万円
	(制度自体の減収額)	(一 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的      公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。</p> <p>同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。</p> <p>上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。</p> <p>今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性      (公益性の有無) 特定非営利活動法人の行う活動は、「不特定かつ多数のもののための利益の増進に寄与する」ものであり、(法第2条第1項)、いわゆる「公益性」を有する活動である。今回の要望に関する施策は、同法人の財政基盤に資することを目的としており、その意味で公益性を有しているといえる。</p> <p>(政府の関与の必要性) 特定非営利活動法人は、他の営利法人と比べて自らの力で収益を上げ、財政状況を改善する力が必ずしも強いとはいえないこと、また、活動分野は公益として必要ではあるものの、従来の行政では必ずしもカバーしていない分野も多いこと等から、特定非営利活動法人に関する税制改正を要望するもの。</p> <p>(国と地方の役割分担の適切さ) 上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている(具体的仕組みについては、今後協議し検討する)。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</p>								
今回の要望に関連する事項	<table border="1" data-bbox="382 1298 1503 1990"> <tr> <td data-bbox="382 1298 589 1485">政策体系における政策目的の位置付け</td><td data-bbox="589 1298 1503 1485">           政策分野・・・市民活動促進            政策・・・・市民活動の促進            施策・・・・市民活動の促進         </td></tr> <tr> <td data-bbox="382 1485 589 1620">政策の達成目標</td><td data-bbox="589 1485 1503 1620">特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="382 1620 589 1799">租税特別措置の適用又は延長期間</td><td data-bbox="589 1620 1503 1799"></td></tr> <tr> <td data-bbox="382 1799 589 1990">同上の期間中の達成目標</td><td data-bbox="589 1799 1503 1990"></td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野・・・市民活動促進 政策・・・・市民活動の促進 施策・・・・市民活動の促進	政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。	租税特別措置の適用又は延長期間		同上の期間中の達成目標	
政策体系における政策目的の位置付け	政策分野・・・市民活動促進 政策・・・・市民活動の促進 施策・・・・市民活動の促進								
政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。								
租税特別措置の適用又は延長期間									
同上の期間中の達成目標									

	政策目標の達成状況	認定特定非営利活動法人 173法人(平成22年8月1日現在)
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成23年度) 認定特定非営利活動法人 約400法人 条例指定を受ける特定非営利活動法人 約700法人 仮認定特定非営利活動法人 約700法人 みなし寄附金制度を利用する法人 約30法人
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	(平成23年度) ・寄附金の税額控除に伴う減収見込 国税 約1.2億円、地方税 約0.6億円 ・みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込み 国税 約700万円、地方税 約230万円 ・個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込み 国税 約3,500万円、地方税 約900万円
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税・・・法人住民税、法人事業税、個人住民税
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
事項	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約9年を経ており、この間、認定基準の見直しや申請書類の簡素化等の累次の改正が行われてきた。結果として認定法人は増加してきているが、法人の財政上の問題を解決するにはまだ十分ではないとの指摘がなされている。 今回の要望の基となっている「中間報告書」の内容は、上記指摘を踏まえて、寄附優遇税制の拡充や認定基準の見直しに関して抜本的な制度改革を伴うものであり、「『新しい公共』円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」及び『新成長戦略』にも明記されている。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	みなし寄附金額 平成19年度 2百万円 平成20年度 4百万円 平成21年度 5百万円
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	

	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_____
	これまでの 要 望 経 緯	

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

内閣部門

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望項目名	認定特定非営利活動法人に対する税制上の特例措置の新設・拡充・延長
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たし、国税庁長官の認定を受けた法人（「認定特定非営利活動法人」）。</li> <li>特例措置の内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、特定非営利活動法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。</li> <li>個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用して、特定非営利活動法人等へ寄附しやすい環境を整備する。</li> <li>個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。</li> <li>法人税において、認定特定非営利活動法人を対象とする税制上の優遇措置の新設・拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。（租税特別措置法第66条の11の2、同法施行令第39条の23、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5関係において措置された場合、国税と自動連動する。）</li> </ol> </li> </ul>
関係条文	[地方税法第23条第1項、同法第37条の2、同法第72条の12第1項ハ、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項、同法第314条の7]
減収見込額	(1. に関して) ▲9 (-) その他、所得税に税額控除を導入することに伴う地方税分 ▲60 (-) みなし寄附金の控除限度額の引き上げに伴う地方税分 ▲2.3 (▲1.3) (単位:百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。 同法人は現在全国で約4万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制PT」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定NPO法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。 今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 (公益性の有無) 特定非営利活動法人の行う活動は、「不特定かつ多数のもののための利益の増進に寄与する」ものであり（法第2条第1項）、いわゆる「公益性」を有する活動である。今回の要望に関する施策は、同法人の財政基盤に資することを目的としており、その意味で公益性を有しているといえる。 (政府の関与の必要性) 特定非営利活動法人は、他の営利法人と比べて自らの力で収益を上げ、財政状況を改善する力が必ずしも強いとはいえないこと、また、活動分野は公益として必要ではあるものの、従来の行政では必ずしもカバーしていない分野も多いこと等から、特定非営利活動法人に関する税制改正を要望するもの。 (国と地方の役割分担の適切さ) 上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている（具体的仕組みについては、今後協議し検討する）。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</p>
本要望に対応する縮減案	_____

	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野・・・市民活動促進 政策・・・市民活動の促進 施策・・・市民活動の促進
合理性	政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	_____
	同上の期間中の達成目標	_____
政策目標の達成状況		認定特定非営利活動法人数 173 法人（平成 22 年 8 月 1 日現在） このうち、平成 22 年度税制改正が施行された平成 22 年 4 月 1 日以降の新規法人数は、46 法人である。
有効性	要望の措置の適用見込み	(平成 23 年度) 認定特定非営利活動法人数・・・・・・・・約 400 法人 条例指定を受ける特定非営利活動法人数・・・約 700 法人 仮認定特定非営利活動法人数・・・・・・・・約 700 法人 みなし寄附金制度を利用する法人数・・・・約 30 法人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	(平成 23 年度) ・寄附金の税額控除に伴う減収見込 国税 約 1.2 億円、地方税 約 0.6 億円 ・みなし寄附金の控除限度額の引上げに伴う減収見込 国税 約 700 万円、地方税 約 230 万円 ・個人住民税の寄附金税額控除に係る対象法人の拡大に伴う減収見込 国税 約 3,500 万円、地方税 約 900 万円
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 ①認定特定非営利活動法人へ寄附した者に対する法人税、所得税及び相続税における特例措置。 ②認定特定非営利活動法人自身に対する法人税における特例措置。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性		寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約 9 年を経ており、この間、認定基準の見直しや申請書類の簡素化等の累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、法人の財政上の問題を解決するにはまだ十分ではないとの指摘がされている。 今回の要望の基となっている「中間報告書」の内容は、上記指摘を踏まえて、寄附優遇税制の拡充や認定基準の見直しに関して抜本的な制度改革を伴うものであり、『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』及び『新成長戦略』にも明記されている。

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	_____
これまでの要望経緯	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設・拡充・延長**）

（ 内閣部門 ）

制 度 名	「国際戦略総合特区」(仮称)における特例措置		
税 目	法人税、所得税、登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)において定める「国際戦略総合特区」(仮称)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除する特例措置の創設【法人税に係る投資税額控除】。</li> <li>②同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備並びに構築物を取得、製作又は建設した場合、事業の用に供した年度の減価償却限度額は、取得価格の一定割合に相当する額(特別償却限度額)と普通償却限度額の合計額とする特例措置の創設【法人税に係る特別償却】。</li> <li>③同計画に記載された事業を実施しようとする者が、特区内において行われる事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を、損金に算入することができる特例措置の創設【法人税に係る所得控除】。</li> </ul> <p>※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④同計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合、当該研究に係る費用の一定割合に相当する額(当該事業年度の法人税額の一定割合に相当する額を上限とする)を、研究開発を実施した事業年度の法人税額から控除する等の特例措置の創設【法人税に係る研究開発投資税額控除】。</li> <li>⑤同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【所得税に係る投資控除】。なお、新しい公共として社会的課題に取り組む事業にあっては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</li> <li>⑥同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【登録免許税の減免】。</li> </ul>		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">350億円前後 ※地域活性化総合特区との合算 (一)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	350億円前後 ※地域活性化総合特区との合算 (一)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	350億円前後 ※地域活性化総合特区との合算 (一)		

必要とする理由 新設・拡充又は延長を	<p>(1) 政策目的 我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持つうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成する観点から、法人税等の軽減を図る必要がある。</p>
今回の要望に関連する事項 合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け 地域活性化政策 地域活性化の推進</p> <p>政策の達成目標 「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上…が期待される」と定められている。 国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間 7,500 億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。</p>
同上の期間中の達成目標 租税特別措置の適用又は延長期間	2020 年まで
政策目標の達成状況	—
有効性 要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「国際戦略総合特区」(仮称)を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。
相性相当 当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税（個人住民税、法人住民税、事業税）を要望。

	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費」(仮称)として、約800億円を要求。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No

内閣部門

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望項目名	「国際戦略総合特区」(仮称)における特例措置
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> </ul> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に定められた「国際戦略総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者を対象とした特例措置である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の内容</li> </ul> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に定められた「国際戦略総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者として当該地方公共団体の長の認定等を受けた(P)者について、法人税に係る投資税額控除、特別償却、所得控除、研究開発投資税額控除、及び所得税に係るベンチャー企業投資促進に関する特例措置を創設する。</p> <p>所得税及び法人税について当該措置が認められた場合、個人住民税(所得割)、法人住民税(法人税割)及び事業税について同様の効果を適用する。</p>
関係条文	—
減収見込額	100億円前後 ※地域活性化総合特区との合算
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成する観点から、実効税率について近隣諸国と比較して遜色のない水準まで低減を図る等の必要がある。</p>
本要望に対応する縮減案	—

	政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進
合理性	政策の達成目標	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上・・・が期待される」と定められている。 国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間7,500億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2020年まで
	同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。 国際戦略総合特区の推進により、当該特区における投資による年間7,500億円前後の経済効果を発現させ、我が国経済全体の成長エンジンとして機能することを目指す。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「国際戦略総合特区」(仮称)を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	規制緩和と法人税も含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が躍進的に向上する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税(法人税、所得税、登録免許税)を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費(仮称)」として、約800億円を要求。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略推進計画」(仮称)に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	我が国経済の成長エンジンとなるような産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設・拡充・延長**）

（ 内閣部門 ）

制度名	「地域活性化総合特区」(仮称)における特例措置		
税目	所得税、登録免許税		
要望の内容	<p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)において定める「地域活性化総合特区」(仮称)において、</p> <p>①同計画に記載された事業を実施しようとする者として、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設【所得税に係る投資控除】。なお、社会的課題に取り組む事業にあっては、投資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない。</p> <p>②同計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、同計画を作成した地方公共団体の長による認定等を受け、当該事業の用に供する不動産を取得した場合、当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設【登録免許税の減免】。</p>		
必要とする理由 新設・拡充又は延長を	<p>(1) 政策目的 地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 総合特区に係る地域戦略の実現を図るために、当該戦略に志のある資金を結集する必要がある。また、地域資源を最大限活用するために必要な公益的な事業を推進する必要がある。</p>		
今回の要望に 合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>地域活性化政策 地域活性化の推進</p> <p>「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)において、「総合特区制度の創設により、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される」と定められている。</p> <p>2020 年まで</p>	<p>350 億円前後 ※国際戦略総合特区との合算 ( - )</p>

	同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「地域資源を最大限活用した地域力の向上」が定められている。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「地域活性化総合特区」(仮称)を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税(個人住民税、事業税)を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費」(仮称)として、約800億円を要求。
相関性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的な事業や、地域資源を最大限活用するために必要な具体的な事業は、事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
	これまでの 要 望 経 緯	—

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

内閣部門

対象税目	<b>個人住民税</b> 法人住民税 <b>事業税</b> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望項目名	「地域活性化総合特区」(仮称)における特例措置
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</li> </ul> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に定められた「地域活性化総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者を対象とした特例措置である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の内容</li> </ul> <p>総合特区法(仮称)に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に定められた「地域活性化総合特区」(仮称)において、同計画に記載された事業を実施しようとする者として当該地方公共団体の長の認定等を受けた(P)事業者について、個人投資家が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合、当該投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置を創設する。</p> <p>所得税について当該措置が認められた場合、個人住民税(所得割)及び個人事業税について同様の効果を適用する。</p>
関係条文	[ ]
減収見込額	100億円前後 ※国際戦略総合特区との合算
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地域の知恵と工夫を最大限活かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>総合特区に係る地域戦略の実現を図るために、当該戦略に志のある資金を結集する必要がある。また、地域資源を最大限活用するために必要な公益的な事業を推進する必要がある。</p>
本要望に 対応する 縮減案	-
担当者等 (連絡先)	担当課：地域活性化推進室 (参事官) 青木由行 (参事官補佐) 村上仰志 (主査) 島川智尉 電話：(直通) 03-3539-2279、03-5510-2164 (FAX) 03-3591-0022 担当メールアドレス：takashi.murakami@cas.go.jp, tomoyasu.shimakawa@cas.go.jp

	政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進
合理性	政策の達成目標	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、「総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上・・・が期待される」と定められている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2020年まで
	同上の期間中の達成目標	「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「拠点形成による国際競争力等の向上」が定められている。
	政策目標の達成状況	一
有効性	要望の措置の適用見込み	次期通常国会において法律成立後、来年度中、速やかに「地域活性化総合特区」(仮称)を指定し、税制の特例措置が活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	規制緩和と財政措置を中心に、税制・金融支援を組み合わせた手段により、持続可能で自立した発展が可能な地域の構築が図られる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進費」(仮称)として、約800億円を要求。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化特区計画」(仮称)に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	地域戦略として志のある資金を結集すべき具体的事業や、地域資源を最大限活用するために必要な具体的事業は、事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、政策目的を実現するには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

## 平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

( 内閣部門 )

制度名	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置		
税目	法人税		
要望の内容	<p>＜適用対象＞ 次世代育成対策推進法に基づく「くるみんマーク」を取得しており、当該措置の適用事業年度において、現在無業であり、かつ、前職の離職時から1年以上経過している女性（以下「再就職を希望する女性」）を20名以上正規職員として雇用した企業</p> <p>＜措置の内容＞ 例えば、適用事業年度において再就職を希望する女性を20名以上正規職員として雇用した場合に、当該女性職員の人件費の30%を法人税額から控除する（さらに、翌事業年度においても、初年度と同額を法人税額から控除する）措置を創設する。または、法人税額の控除に替えて、資産の割増償却を認める等の措置を創設することについて、その効果を踏まえながら検討する。</p>		
内容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	法人税額控除の場合 ▲ 1263 百万円 割増償却の場合 ▲ 886 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の正規職員としての再就職を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 今後、少子高齢化を迎えるわが国において、労働力人口の確保は重要な課題である。</p> <p>わが国の女性の就業率は7割弱とOECD諸国の中でも低い水準にある。また働いている女性の6割が妊娠・出産を機に仕事を辞めており、労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形となるM字カーブを描いている。</p> <p>しかし、非労働力人口のうち就業を希望している女性の数は345万人にものぼり、これは男女合わせた就業希望者全体の約7割を占めている。さらに、女性の就業希望者を年齢階級別に見ると、345万人の過半数である184万人が、M字のくぼみの年齢階級にあたる25~44歳である。</p> <p>このように、働き盛りの年代で就業を希望する女性が多く存在しているにも関わらず、実際の就業率が国際的に見て低いことの背景には、出産等により就業中断が生じやすく、かつ、出産等によりいったん退職した女性の再就職が困難であることが関係していると考えられる。</p> <p>そこで、労働力人口の確保、ひいては経済の持続的成長を実現するべく、企業に対し、出産等により就業を中断した女性を雇用するためのインセンティブを付与する必要がある。</p> <p>なお、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」には、女性をはじめ潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加促進がわが国の成長力を支える上で必要である旨が記載されている。</p> <p>また、平成22年7月23日に出された男女共同参画会議の内閣総理大臣に対する答申（「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」）においても、女性の能力が十分に発揮できるようにするために、ポジティブ・アクションを積極的に推進することが基本的方向として示されており、その具体的取組のひとつとして、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対し、税制を含む支援の在り方を検討する旨が記載されている。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	12. 男女共同参画社会の形成の促進 1. 男女共同参画社会の形成の促進 (6) 女性の参画拡大に向けた取組
		政策の達成目標	25~44歳の女性の就業率 73%
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	25~44歳の女性の就業率 67%
	有 效 性	政策目標の達成状況	25~44歳の女性の就業率 65.8%
		要望の措置の適用見込み	72法人
	相 当 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	初年度において、72法人がそれぞれ20名(措置の適用を受けるために必要な最小の雇用者数)の女性を雇用した場合、1440名の再就職を希望する女性が正規職員となることができる。さらに、当該措置の創設により、女性の再雇用に対する企業の意識が変化し、社会全体で女性の再就職が促進されるという波及的効果も期待できる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税(法人住民税、法人事業税)についても、同様の要望を行っている。
	相 当 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	積極的改善措置導入促進経費 12百万円 若年層・企業関係者に対し、企業における女性の活躍促進方策の必要性の理解浸透を図る。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	女性の活躍促進の必要性・重要性に対する社会の理解を深めることにより、企業における当該措置の積極的な活用が促進される。

	要望の措置の妥当性	実際に負担した人件費の額に応じた優遇措置を受けられることは、一律の額が給付される補助金と比較して企業にとってより強いインセンティブとなる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

内閣部門

対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( )
要望項目名	女性の再就職促進のための特例措置の創設
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 次世代育成対策推進法に基づく「くるみんマーク」を取得しており、当該措置の適用事業年度において、現在無業であり、かつ、前職の離職時から1年以上経過している女性（以下「再就職を希望する女性」）を20名以上正規職員として雇用した企業</li> <li>特例措置の内容 例えば、適用事業年度において再就職を希望する女性を20名以上正規職員として雇用した場合に、当該女性職員の入件費の30%を法人税額から控除する（さらに、翌事業年度においても、初年度と同額を法人税額から控除する）措置を創設する。または、法人税額の控除に替えて、資産の割増償却を認める等の措置を創設することについて、その効果を踏まえながら検討する。法人税について上記の優遇措置が認められた場合、措置の内容に応じ法人住民税・法人事業税について同様の効果を適用する。</li> </ul>
関係条文	[ ]
減収見込額	法人住民税の減収見込額（初年度）▲218（－）（平年度）▲437（－）（単位：百万円） 事業税の減収見込額 試算中
要望理由	<p>(1) 政策目的 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の正規職員としての再就職を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、少子高齢化を迎えるわが国において、労働力人口の確保は重要な課題である。わが国の女性の就業率は7割弱とOECD諸国の中でも低い水準にある。また、働いている女性の6割が妊娠・出産を機に仕事を辞めており、労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形となるM字カーブを描いている。</p> <p>しかし、非労働力人口のうち就業を希望している女性の数は345万人にもものぼり、これは男女合わせた就業希望者全体の約7割を占めている。さらに、女性の就業希望者を年齢階級別に見ると、345万人の過半数である184万人が、M字のくぼみの年齢階級にあたる25～44歳である。</p> <p>このように、働き盛りの年代で就業を希望する女性が多く存在しているにも関わらず、実際の就業率が国際的に見て低いことの背景には、出産等により就業中断が生じやすく、かつ、出産等によりいったん退職した女性の再就職が困難であることが関係していると考えられる。</p> <p>そこで、労働力人口の確保、ひいては経済の持続的成長を実現するべく、企業に対し、出産等により就業を中断した女性を雇用するためのインセンティブを付与する必要がある。</p> <p>なお、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」には、女性をはじめ潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加促進がわが国の成長力を支える上で必要である旨が記載されている。</p> <p>また、平成22年7月23日に出された男女共同参画会議の内閣総理大臣に対する答申（「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」）においても、女性の能力が十分に発揮できるようにするために、ポジティブ・アクションを積極的に推進することが基本的方向として示されており、その具体的取組のひとつとして、男女共同参画に積極的に取り組む企業に対し、税制を含む支援の在り方を検討する旨が記載されている。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—
担当者等 (連絡先)	担当課：男女共同参画局総務課 （課長）小野田 壮（課長補佐）井上 侑子（担当）梶村 麻衣子 電話：(代表) 03-5253-2111 (内線) 83705 (直通) 03-3581-2109 (FAX) 03-3592-0408 担当メールアドレス：maiko.kajimura@ao.go.jp

	政策体系における政策目的の位置付け	男女共同参画社会の形成の促進
合理性	政策の達成目標	25～44歳の女性の就業率 73%
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	25～44歳の女性の就業率 67%
	政策目標の達成状況	25～44歳の女性の就業率 65.8%
有効性	要望の措置の適用見込み	72法人
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	減収見込額の試算式によると、優遇措置を受ける企業全体で1440名の再就職を希望する女性が初年度に正規職員として雇用される。さらに、当該措置の創設により、女性の再雇用に対する企業の意識が変化し、社会全体で女性の再就職が促進されるという波及的効果も期待できる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	実際に負担した人件費の額に応じた優遇措置を受けられることは、一律の額が給付される補助金と比較して企業にとってより強いインセンティブとなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

# 財務金融部門

2010年10月14日

## 税制改正重点要望（財務金融部門）

### 民主党財務金融部門会議

#### 1. 証券税制

上場株式等の軽減税率については、経済情勢等を十分考慮した上で結論を出すこと。ただし、20%本則税率化にあわせてISAを導入するとした経緯、損益通算の要望との整合性等も十分に考慮すること。

平成15年に暫定的措置として導入した上場株式等の軽減税率については本則税率に戻すべきという一般国民の声も強い。一方、デフレ等の厳しい経済情勢の中、市場関係者を中心に軽減税率継続に対する要請も根強い。平成22年度税制改正大綱では、「当面の対応として、景気情勢に配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに損益通算の範囲を拡大」するとし、また、「20%本則税率化にあわせ」、「非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入」するとしたところであり、整合性は考慮すべきである。

#### 2. たばこ税

平成22年度税制改正大綱で「国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく」必要があるとし、增收目的ではなく健康目的という全く新たなコンセプトの下、本年10月1日に1本あたり3.5円と、前例のないたばこ税引き上げを行ったばかりである。

今後、喫煙者の健康は当然のこと、非喫煙者の受動喫煙の問題解決などに向け、禁煙、節煙を促進することは時代の要請であり、欧米並みの価格も視野に入れたたばこ税の引き上げの姿を示す必要がある。連続して来年度も引き上げを行うことについては、全体の引き上げの姿が示されていないことに加え、大綱にも記述がある通り、まずは「たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極め」るべきであり、慎重に検討すること。

#### 3. 酒税

平成22年度税制改正大綱で個別間接税については「健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制」という考え方も示されたが、酒税は健康の観点から重課されたたばこ税とは分けて考えること。その際には、類似する商品間の課税の公平性について、現状及び国内関係産業の雇用に与える影響等を踏まえ、検討を行うこと。なお、本格焼酎と誤認しないよう、類似する商品の表示の適正化について業界指導に努めること。

以上